

書籍の電子配信の促進 に係る取組について

2010年12月20日

総務省 文部科学省 経済産業省

「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」の報告概要①

総務省、文部科学省、経済産業省の副大臣・大臣政務官による共同懇談会として、作家、出版社、新聞社、印刷会社、書店、通信事業者、メーカー等の代表を集め、2010年3月17日に第1回会合を開催。6月22日、報告をとりまとめ。6月28日、報道発表。

懇談会報告；具体的政策の方向性とアクションプラン(2010年6月28日)

1. デジタル・ネットワーク社会における出版物の円滑かつ安定的な生産と流通による知の拡大再生産の実現

(1)「著作物・出版物の権利処理の円滑化推進に関する検討会議(仮称)」の設置 主担当官庁:文部科学省

- 著作物・出版物の権利処理の円滑化のため、権利の集中管理の必要性を含めて、その対象や具体的な仕組み、主体等の課題について検討

(2)個々の出版物の特性に応じた契約の円滑化に向けた実証実験の実施 主担当官庁:経済産業省

- 情報通信技術を利用して、契約事務を効率化し、流通を円滑化するための実証実験を実施

(3)出版者への権利付与に関する検討 主担当官庁:文部科学省

- デジタル・ネットワーク社会における出版者の機能の維持・発展の観点から、出版者に何らかの権利付与をすることについて、その可否を含め検討
検討にあたっては、出版契約や流過程に与える影響や各国の動向についての調査・分析の実施や議論の場を設けることなどを通じて、更に検討

(4)外字・異体字が容易に利用出来る環境の整備 主担当官庁:経済産業省

- 外字の収集方法、整理方法、文字図形共有基盤の運営方法、利用端末等での外字の実装方法などについて、「電子出版日本語フォーマット統一規格会議(仮称)」と連携しつつ、関係者において議論の場を設け、検討

2. オープン型電子出版環境の実現

(1)「電子出版日本語フォーマット統一規格会議(仮称)」の設置 主担当官庁:総務省 経済産業省

- 多種多様な閲覧フォーマットに変換が可能な日本語基本フォーマット(中間(交換)フォーマット)の統一規格の策定に向けて検討・実証、国際標準化
☞ 電子出版コストの削減、リリースタイムの縮減、様々な端末・プラットフォームで電子出版を利用可能に。

(2)電子出版日本語フォーマットの国際標準化 主担当官庁:経済産業省

- 政府調達の技術仕様が国際規格によることを踏まえ、我が国の電子出版規格に即した日本語表現が可能なファイルフォーマットを国際規格(公的標準)としていくため、「電子出版日本語フォーマット統一規格会議(仮称)」を活用しつつ、国際標準化活動を展開

(3)国内における統一フォーマットへの転換支援 主担当官庁:経済産業省

- ファイルフォーマット(中間(交換)フォーマット)の共通化に向けて不可欠となる国内出版社・印刷会社等への普及促進に向けて、課題整理

(4)海外デファクト標準への日本語対応に向けた日・中・韓連携 主担当官庁:総務省

- 日本の出版物を世界へ発信する観点から、海外の閲覧フォーマットとして有力なEPUBについて、日本語表現に十分対応するために必要な取組を検討。これらの検討は、漢字文化圏である中国、韓国との連携が重要

3. 「知のインフラ」へのアクセス環境の整備

(1) 「電子出版書誌データフォーマット標準化会議(仮称)」の設置

主担当官庁:総務省

経済産業省

- 紙の出版物と電子出版の両方を統一的に扱える書誌情報(MARC等)フォーマットの標準化等について、検討・実証
- ☞ 紙と電子の区別なく、あらゆる出版物を簡単に検索可能に。

(2) 記事、目次等の単位で細分化されたコンテンツ配信、相互参照の実現に向けた環境整備

主担当官庁:総務省

- コンテンツIDの付与の仕組み、実現の可能性について具体的な検討・実証

(3) メタデータの相互運用性の確保に向けた環境整備

主担当官庁:総務省

- 公共図書館や大学図書館、公文書館、美術館、博物館等が保有するデジタルコンテンツに係るメタデータ規則の相互運用性の確保、メタデータの長期利用性の保証、電子出版に係る配信経路や閲覧環境等流通過程におけるメタデータの相互運用性の確保等について、検討・実証

(4) 「デジタル・ネットワーク社会における図書館の在り方検討協議会(仮称)」の設置

主担当官庁:文部科学省

- 国立国会図書館を始めとしたデジタル・ネットワーク社会における図書館の在り方について検討し、関係者間で合意が得られたものから逐次実現に向けた取組を実施

(5) サービスの高度化に向けた実証の実施

主担当官庁:総務省

主担当官庁:経済産業省

- 国会図書館のデータベースの民間ビジネスへの活用、電子出版と紙の出版物のシナジー効果を発揮できるハイブリッド流通システム 等

4. 利用者の安心・安全の確保

(1) 電子出版の読み手のプライバシーの保護

主担当官庁:総務省

- 読み手の閲覧履歴等ライフログ関連技術の活用については、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会第二次提言」が示した「ライフログ活用サービスに関する配慮原則」に基づき、読み手のプライバシーの保護を図り、読み手の不安感等を払拭

(2) 障がい者、高齢者、子ども等の身体的な条件に対応した利用を増進

主担当官庁:総務省

- 電子出版のアクセシビリティを確保し、音声読み上げ可能な電子出版を拡大するための技術的な仕組み等について検討

総務省の取組【新ICT利活用サービス創出支援事業(電子出版環境整備)】

電子書籍交換フォーマット標準化会議 (電子書籍交換フォーマット標準化プロジェクト)

11/11~

様々な端末・プラットフォームで利活用でき、十分な日本語表現を備え、かつ誰もが利用できる「オープン(公開)・フリー(利用無償)」な中間(交換)フォーマットの開発・策定。

EPUB日本語拡張仕様推進委員会 (EPUB日本語拡張仕様策定)

11/22~

海外の閲覧フォーマットとして有力なフォーラム標準のひとつであるEPUBについて、日本語表現の対応が可能となるようEPUB日本語拡張仕様の策定。

次世代書誌情報共通化会議 (次世代書誌情報の共通化に向けた環境整備)

11/5~

電子と紙双方の出版物において、既刊・近刊出版物の別に関わらず各利用者が容易かつ迅速に情報を入手・提供することのできる仕組みについて検討・実証。書誌情報共通化のためのガイドラインの策定。

メタデータ情報基盤事業検討会 (メタデータ情報基盤事業)

11/11~

メタデータの相互運用性と利用性の高度化を目的として、メタデータ記述規則等標準仕様とオープンなメタデータ情報基盤の仕組みの検討・実証。メタデータ情報共有のためのガイドライン策定。

次世代電子出版コンテンツID推進会議 (次世代電子出版コンテンツID推進プロジェクト)

11/17~

「記事・目次単位の電子出版コンテンツ流通管理コード(仮)」体系仕様案及び運用ガイドライン案、目次情報データベース仕様書案及び電子出版スマートクラウド・コンセプトガイドライン案を策定。

電子出版アクセシビリティ検討会議 (アクセシビリティを考慮した電子出版サービスの実現)

11/30~

国内外の先進的なアクセシビリティの取組を調査し、音声読み上げに利用するテキストデータについて実証。画像情報等からのテキスト抽出ガイドライン、オープン型電子出版DRM/UI仕様書、音声読み上げ対応テキスト表記仕様書及び音声読み上げ対応電子出版制作ガイドラインの策定。

出版ハイブリッド流通推進会議 (書店店頭とネットワークでの電子出版の販売を実現する ハイブリッド型電子出版流通の基盤技術の標準化及び実証)

12/2~

書店店頭で、メモリーカードを用いた電子出版のパッケージ販売やオンラインでの電子出版の販売(ハイブリッド型電子出版流通)のための基盤技術の標準化及び実証。

電子出版普及促進クラウド開発・実証運営委員会 (電子出版の流通促進のための情報共有クラウドの構築と 書店店頭での同システムの活用施策プロジェクト)

11/30~

電子出版に関する新刊情報・売れ行き等を蓄積したクラウドサーバーの構築と書店店頭での同システムの活用するための環境整備。

研究・教育機関電子ブック利用拡大開発・実証委員会 (研究・教育機関における電子ブック利用拡大のための環境整備)

11/30~

研究・教育機関における電子ブック利用拡大のための環境整備。コンテンツ配信プラットフォームの試行運用版開発、大学側認証システムの拡張、利用規模に応じた課金のモデルの検討、大学高等教育機関における電子ブックの契約コンソーシアムの設立。

図書館におけるデジタルコンテンツ利活用検討委員会 (図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト)

11/18~

インターネットデータセンター上に構築されたバーチャルな電子図書館から、市民等にインターネット経由で地域情報や電子書籍等のデジタルコンテンツを提供するための、図書館における電子出版利活用ガイドライン、図書館での電子出版活用提案の実施。

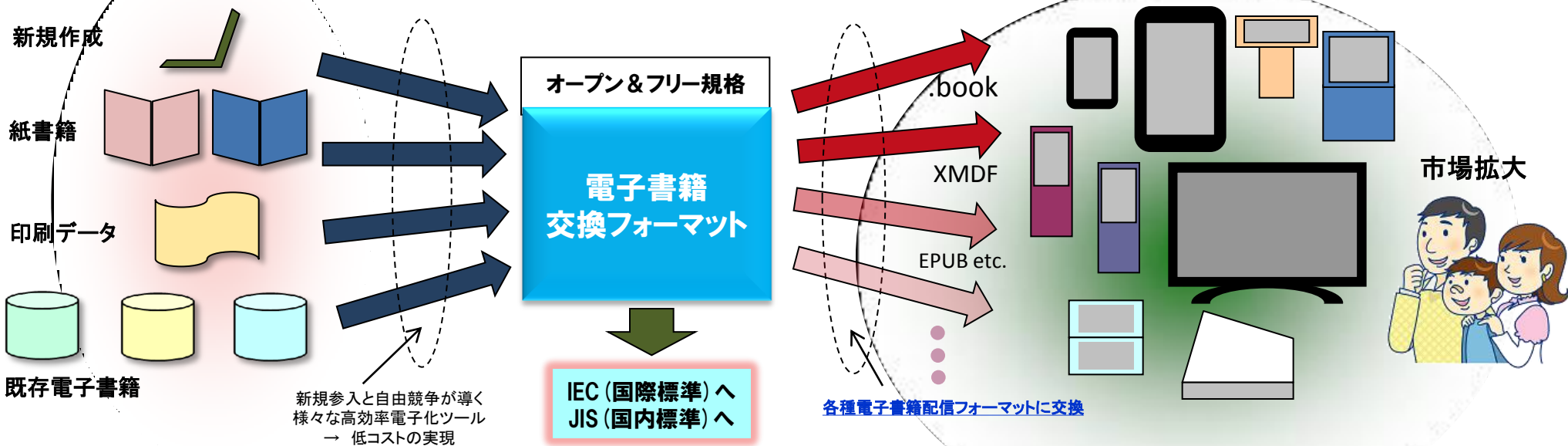
(代表提案者：一般社団法人日本電子書籍出版社協会)

共同提案者：学校法人東京電機大学、大日本印刷株式会社、凸版印刷株式会社、慶昌堂印刷株式会社、豊国印刷株式会社
株式会社ポイジャー、シャープ株式会社、シャープビジネスコンピュータソフトウェア株式会社

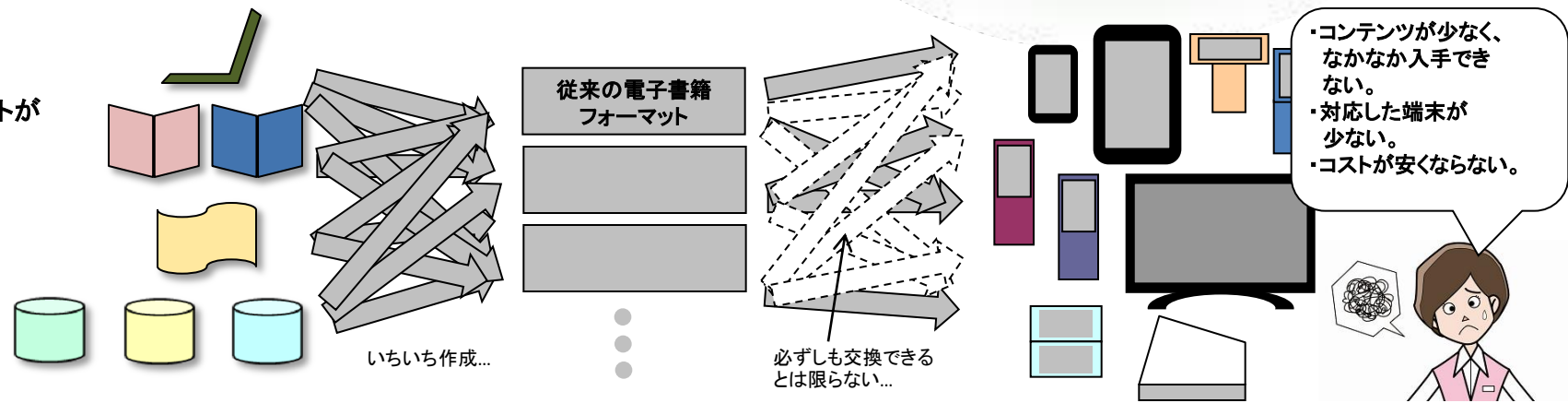
オープン(公開)でフリー(利用が無償)な電子書籍の交換フォーマットにより、

- コンテンツ・サービス提供者：コンテンツ提供のコストが削減され、対応端末数が増加し、販売機会・収益が増大する。
- サービス利用者：コンテンツが増加し、かつスピーディーに入手できる。どの端末でも区別なく、全てのコンテンツが閲覧できる。
- メーカー・技術ベンダー：異なるコンテンツに合わせて複数のビューアを供給・搭載する必要がなくなり開発コストが削減できる。

→ オープン規格を中心として新規参入・自由競争が喚起され、市場拡大が加速する。



現状：
電子書籍交換フォーマットが
ないために...



「EPUB日本語拡張仕様策定」

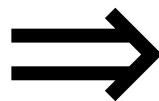
(代表提案者: イースト株式会社)

共同提案者: 一般社団法人 日本電子出版協会 (JEPA)
アンテナハウス株式会社

世界の様々なEPUBリーダーやデバイスで、縦書き、ルビなどの日本語組版を実現させ、紙の出版物の流通では考えられなかったほど広汎な国・地域を含めた全世界に日本の出版物を発信することを可能にし、よって市場の拡大を目指す。

山路を登りながら、こう考えた。
智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。
とにかく人の世は住みにくい。

夏目漱石「草枕」より

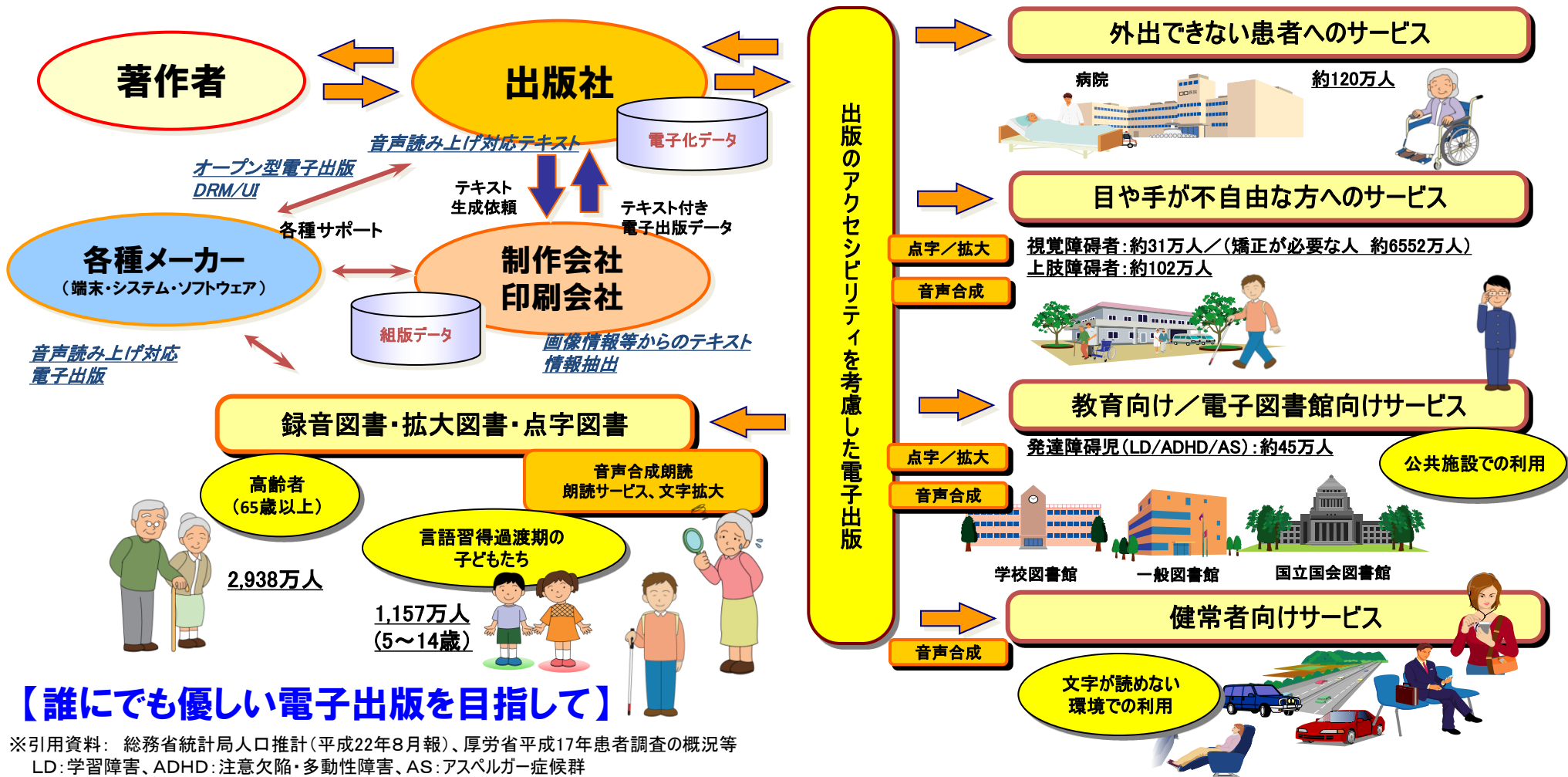


山路を登りながら、こう考えた。
智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。
とにかく人の世は住みにくい。

(代表提案者：一般社団法人電子出版制作・流通協議会)

共同提案者：株式会社電通、京セラ丸善システムインテグレーション株式会社
株式会社日立コンサルティング

電子出版のアクセシビリティの確保を目指したサービスを創出するために、国内外の先進的なアクセシビリティの取組を調査し、音声読み上げに利用するテキストデータの生成、流通、利用、評価といった実証を通し、画像情報等からのテキスト情報抽出ガイドライン、オープン型電子出版DRM/UI仕様書、音声読み上げ対応テキスト表記仕様書及び音声読み上げ対応電子出版制作ガイドラインを策定する。



「図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト」

(代表提案者:ビジネス支援図書館推進協議会)

共同提案者:日本ユニシス株式会社
株式会社ミクプランニング

インターネットデータセンタ上に構築されたバーチャルな電子図書館から、市民等にインターネット経由で地域情報や電子書籍等のデジタルコンテンツを提供する新市場創造型のサービス



サービスの特長

- 1) 提供機能・情報
- 2) 利用場所・場面
- 3) 利用者メリット

- ・電子図書館機能
- ・様々なコンテンツ提供
- ・いつでもどこでも。
- ・情報が必要な場面で
- ・市民のメリット
- ・出版社のメリット
- ・図書館のメリット

コンテンツを保護(DRM)しながら、電子書籍を市民へ貸出して閲覧できる機能
教材、文芸、ビジネス情報、地域資料等、市民が必要とする様々なコンテンツの提供
クラウドを活かして、自宅や学校・職場等様々な場所で必要なとき、必要な時間に利用
学習・指導や起業・ビジネス、レクリエーション等、様々な目的で様々なコンテンツを利用
公平に知へアクセスできる (図書館が持つ公平な知のアクセスを電子書籍でも実現)
販売機会の創造 (図書館向に電子書籍等のコンテンツを販売できるようになる)
クラウドで安価で手間が少なく電子書籍を提供できる。

懇談会報告：文化庁に関連する具体的政策の方向性とアクションプラン（2010年6月28日）

1. デジタル・ネットワーク社会における図書館（国立国会図書館、公立図書館等）と公共サービスの在り方の整理

- 国立国会図書館を始めとしたデジタル・ネットワーク社会における図書館の在り方について検討するため、今後、関係者において、「デジタル・ネットワーク社会における図書館の在り方検討協議会（仮称）」を設置し、関係者間で合意が得られたものから逐次実現に向けた取組を実施。
- こうした取組について国が側面支援。

2. 出版物の権利処理の円滑化に関する検討

- 出版物の権利処理の円滑化による取引コストの低減とともに関係者に対する適正な利益還元を通じて、デジタル・ネットワーク社会における出版物の円滑かつ安定的な生産と流通による知の拡大再生産の活性化を図る必要。
- 具体的には、集中管理の必要性を含めて、その「対象」や具体的な「仕組み」、「主体」等の課題について検討するため、著作者や出版者等の関係者により構成される「著作物・出版物の権利処理の円滑化推進に関する検討会議（仮称）」を設置。

3. 出版者への権利付与に関する検討

- デジタル・ネットワーク社会における出版者の機能の維持・発展の観点から、出版者に何らかの権利付与をすることについて、その可否を含め検討。
- 検討にあたっては、出版契約や流通過程に与える影響や各国の動向についての調査・分析の実施や議論の場を設けることなどを通じて、更に検討。
- こうした取組について国が側面支援。

「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」

- アクションプランで示された3つの検討課題を1つの検討会で検討。
- 3については、諸外国の法制及び契約実態の調査を今年度中に実施。

懇談会報告書 <抜粋>

1. 知の拡大再生産の実現

【1】出版物の権利処理の円滑化により取引コストの低減及び関係者への適正な利益還元を図る

2) 個々の出版物の特性に応じた契約を円滑化する取組の構築

- 出版物の円滑かつ安定的な生産と流通を確保するために、著作者や出版者が自らのコンテンツの流通の場や時期などに関して影響力を持つシステムについて、情報通信技術を利用して、契約事務を効率化し、流通を円滑化する方策について実証実験を実施。
- こうした取組について国が側面支援。

電子出版物の契約円滑化に関する実証事業

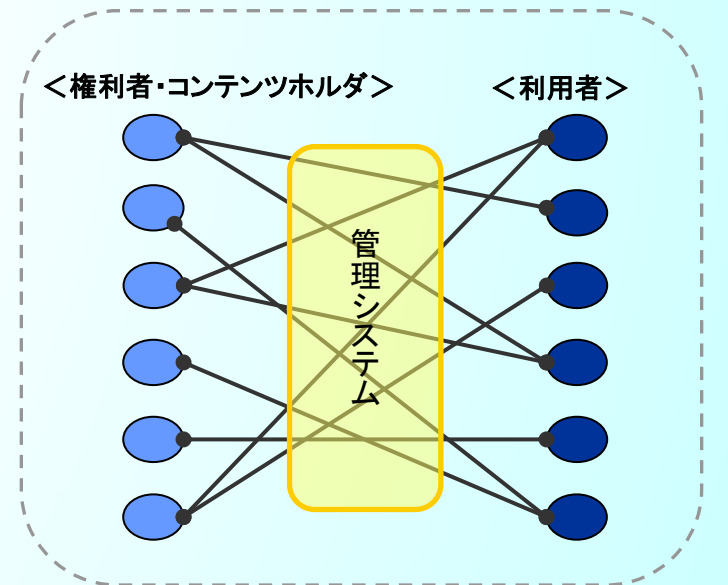
出版物の円滑かつ安定的な生産と流通を確保するために、個々の出版物の特性に応じた契約を円滑化する取組の構築に資するシステムについて、検討及び実証実験を行う。

【事業内容】

出版物の権利者、利用の許諾を与えることができるコンテンツホルダと配信事業者、二次利用者等間の権利処理の際に、権利者やコンテンツホルダが、自らのコンテンツについて最も市場効果を発揮しやすい利用条件（流通の場や時期等）に関して影響力を持つシステムの設計及び実証を実施。

【事業期間】

平成22年12月13日～平成23年3月24日



懇談会報告書 <抜粋>

【3】出版物の作り手の意図を正確に表現できるようにする。

4) 外字・異体字が容易に利用できる環境の整備

日本の出版物には、非常に多様な表現が用いられており、出版物の作り手の意図による表現の一部である外字・異体字について、電子出版においても、歴史的文書における字体、著者の表現、編集者の方針等を正確に電子化することが求められるため、原字を正確に表現できるようにすることが必要。

- 入力、編集、検索、表示等のすべてのフェーズで容易に外字が利用できる環境、出版物をテキストとして供給する場合において、希少文字も自由に表現できる環境を整備することが必要。
- 今後、外字の収集方法、整理方法、文字図形共有基盤の運営方法、利用端末での外字の実装方法などについて、2. 1) の「電子出版日本語フォーマット統一規格会議（仮称）」と連携しつつ、関係者において議論の場を設け、検討を行う。
- 民間の取組について国が側面支援を実施。

有識者、業界団体等からなる「外字・異体字の利用環境整備に関する研究会（仮称）」を設置し、外字・異体字の利用環境整備に関する論点整理及び課題解決に向けた方策を検討する予定。（今年度中）

書籍等デジタル化推進事業

(円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日閣議決定)Ⅱ-4-(1)) 【第一次補正予算額: 2億円】

事業の内容

- ▶ デジタル・ネットワーク化の進展に伴い、デジタルコンテンツの流通機会が増大している。特に書籍については、米国発の電子書籍端末が急速に普及するなど、書籍をめぐる環境変化への対応が急務の課題となっている。
- ▶ このため、経済産業省・文部科学省・総務省の副大臣・大臣政務官が「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」を共同開催し、知の拡大再生産の実現、オープン型電子出版環境等の実現のための方向性を示した報告書が公表された。(平成22年6月)。
- ▶ これに基づき、デジタル・ネットワーク下における新たな事業環境下におけるビジネスモデル構築等に向けたインフラ整備等を実施する。

事業イメージ

○日本語を正しく表現でき、かつオープンで安価なインフラ整備

- ▶ 中小出版・印刷会社における中間フォーマットへの転換支援
- ▶ 外字・異体字の利用環境整備に係る実証実験

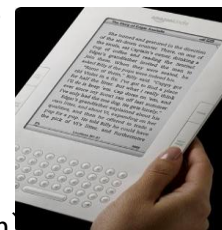
○新たなビジネスモデル構築に向けたインフラ整備

- ▶ 出版物の契約円滑化に係る実証実験(多元型権利処理システムの開発・実証)

○書籍データへの多様なアクセス環境の整備

- ▶ 国会図書館と書店のデータベース連携による実証実験

電子書籍(例)



(出典: Amazon.com)